

## 戦傷病者等の遺族に対する 給付金が引き上げられました

戦傷病者、戦没者の遺族等援護法の改正が次のように行われました。

一、戦没者等の妻に対する特別給付金

(1) 繼続分対象者

四一年の法改正により受給資格のあつたもの。つまり、戦没者の妻が昭和二年二月一日以後婚姻し、かつ、昭和二七年四月二九日までに当該婚姻を解消した妻及び死別による再婚消妻で昭和三九年十月一日からの年金を受け、昭和五一年十月十日においても公的年金を受けける権利を失わなかつた妻。

(2) 改正分対象者

昭和一二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、昭和三八年四月一日において、戦傷病者等の妻の特別給付金を受けれる権利を取得した者で、昭和四年四月一日前に当該戦傷病者が死亡したことにより、昭和五年十月一日において、公的年金を受ける権利を取得した妻給付金

(1) 繼続分対象者  
昭和五一年十月一日において

増加恩給等の給付を受けている戦傷病者の妻であつて、前回の特別給付金を受給し昭和五一年度国債償還が終るもの。

なお、前回の権利を時効により失つた妻でも該当します。

給付金の額

重度障害者（特別項症・第一款症）三〇万円

軽度障害者（第二款症・第五款症）一五万円

(2) 支給範囲拡大分

⑦ 基準日変更対象者

昭和三八年四月二日以後戦傷病者等と結婚した者及び同日以後裁定により、戦傷病者等となつた者の妻で、昭和四八年四月一日において当該戦傷病者が第五款症以上の給付を受けているもの

○ 給付金の額

重度傷害者： 一〇万円

軽度障害者： 五万円

① 満洲事変対象者  
昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの罹傷病

より、昭和四八年四月一日において第五款症以上の給付を受けた旧軍人の妻

○ 給付金の額

重度障害者 三〇万円  
軽度障害者 一五万円

以上は、昭和五一年十月一日から施行されました。ただし、請求を受けられなくなります。

り受けられると時効となりせず三年を経過すると時効となります。

三、傷病者遺族特別年金及び障害者遺族特別年金

昭和二九年四月一日以後傷病年金、障害年金（ともに第一款症・第五款症）特別傷病恩給、特別障害年金（ともに特別項症・第一款症）を受給中に公務員が死亡し扶助料等の公的年金を支給されない遺族が受けられます。

昭和二九年四月一日以後傷病年金、障害年金（ともに第一款症・第五款症）特別傷病恩給、特別障害年金（ともに特別項症・第一款症）を受給中に公務員が死亡し扶助料等の公的年金を支給されない遺族が受けられます。

昭和二九年四月一日以後傷病年金、障害年金（ともに第一款症・第五款症）特別傷病恩給、特別障害年金（ともに特別項症・第一款症）を受給中に公務員が死亡し扶助料等の公的年金を支給されない遺族が受けられます。

## 入学案内 農業経営 大

千葉県農業経営短期大学が五二年度から館山市に開校します。

短期大学は、今まで農村中堅青年養成所として農村青年の教育を行つて来たところです。

この大学の教育課程は、二年間に農業者に必要な一般教養、基礎農学、専門農学を学習し、最初の一学年は理論を二年目は実践を主体とした教育が行われます。また、

五年二月一日午前一〇時、内容は数学Ⅰ、理科（生物・化学）社会（政經）作文

願書受付期間

五二年一月一〇日～二月二五日

一次試験（筆記試験）

五二年三月五日午前一〇時、内容は数学Ⅰ、理科（生物・化学）社会（政經）作文

二次試験

五二年三月八日午前一〇時

会場＝千葉県農村中堅青年養成所

郵便局からお知らせ――

### 利息の有利な替

只今郵便局では、四十九年九月二十九日以前に預けた定期貯金の利息が有利になるの受付を行っています。手続きは来年の一月十三日までに定期証書を持参し窓口でそのむね申し出せただけは結構です。

以後、町村研究会長、山武郡連合会長を歴任する等終始一貫して農業農業の振興に貢献した功績で、地域農業の振興に貢献した功績で、たたえると共に今後のご活躍をお祈りいたします。

贈られたものです。両氏の功績を認めるもの。

入学を希望する者は、次の書類を各一通短期大学校長に提出。

① 入学願書、② 履歴書、③ 身上調書、④ 最終学校の卒業証明書、⑤ 最終学校の卒業見込証明書、⑥ 身体検査書、公立病院または保健所の医師の発行するもの、⑦ 写真（名刺判三枚）、脱帽上半身、六ヶ月以内に撮影のもの、一枚は身上調書の所定欄に貼付し、他の二枚は氏名を裏書きする。

（1）高等学校卒業又は見込の者  
入学資格